

港湾資格(港湾運送作業及び各重機の運転・操作に必要な資格(関連も含む))

港湾荷役科 修了時点の就 業可否	関連する作業又は機械装置	資格名称等	概要	備考
可	・揚貨装置	揚貨装置運転士免許	・制限荷重が5トン以上の揚貨装置(港湾荷役の作業をするために船舶に取り付けられたクレーンまたはデリック)の操作をするために必要な資格。 (制限荷重5トン未満は特別教育)	・(公財)安全衛生技術試験協会の学科・実技試験を受ける。 ・登録教習機関で実技教習を修了し、1年以内に(公財)安全衛生技術試験協会の学科試験を受ける。
可	・揚貨装置(5トン未満)	揚貨装置運転特別教育	・制限荷重が5トン未満の揚貨装置(港湾荷役の作業をするために船舶に取り付けられたクレーンまたはデリック)の操作をするために必要な資格。	
可	・ガントリークレーン ・トランスファークレーン(テナー) ・ジブクレーン・スタッカークレーン ・アンローダ・天井クレーン ・橋形クレーン・デリック	クレーン・デリック運転士免許(限定なし)	・つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(天井、ジブ、橋形、テルハ、スタッカー、アンローダ、ケーブルなど)及びつり上げ荷重が5トン以上のデリックを運転するために必要な資格。	・クレーン限定の免許を取得後、限定解除のため安全衛生技術試験協会の学科試験を受ける。 ・一部学科免除あり
可	・トランスファークレーン(テナー) ・ジブクレーン ・スタッカークレーン ・アンローダ・天井クレーン ・橋形クレーン	クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定)	・つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(天井、ジブ、橋形、テルハ、スタッカー、アンローダ、ケーブルなど)を運転するために必要な資格。	・(公財)安全衛生技術試験協会の学科・実技試験を受ける。 ・登録教習機関で実技教習を修了し、1年以内に(公財)安全衛生技術試験協会の学科試験を受ける。
可	・ホイスト式天井クレーン	クレーン・デリック運転士免許(床上運転式クレーン限定)	・つり上げ荷重が5トン以上の床上運転式クレーンを運転するための資格。メッセンジャー方式、または定位置方式などにより床上でペンダントスイッチにより運転し、かつ運転者がクレーンの走行と共に移動する方式のものを操作するために必要な資格。	・(公財)安全衛生技術試験協会の学科・実技試験を受ける。 ・登録教習機関で実技教習を修了し、1年以内に(公財)安全衛生技術試験協会の学科試験を受ける。
可	・ホイスト式天井クレーン	床上操作式クレーン運転技能講習	・つり上げ荷重が5トン以上の床上操作式クレーン(荷の移動と共に操作者が移動する方式のクレーン)を運転するために必要な資格。	
可	・クレーン(5トン未満)	クレーン運転特別教育	・つり上げ荷重0.5トン以上5トン未満のクレーンを操作するために必要な資格。	
可	・デリック(5トン未満)	デリック運転特別教育	・つり上げ荷重0.5トン以上5トン未満のデリックを運転するために必要な資格。	
可	・トラッククレーン ・オールテレーンクレーン ・ホイールクレーン ・ラフテレーンクレーン ・クローラクレーン	移動式クレーン運転士免許	・つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーン(同じ運転席で走行とクレーン操作が行えるホイールクレーンと運転室と操作室が別個のトラッククレーンに大別)を操作するために必要な資格。	・(公財)安全衛生技術試験協会の学科・実技試験を受ける。 ・登録教習機関で実技教習を修了し、1年以内に(公財)安全衛生技術試験協会の学科試験を受ける。 ・公道を走行する場合、同じ運転席で走行とクレーン操作が行えるものは大型特殊自動車免許が、運転室と操作室が別個のものは大型自動車免許が必要
可	・トラッククレーン ・オールテレーンクレーン ・ホイールクレーン ・ラフテレーンクレーン ・クローラクレーン ・クレーン機能付き油圧ショベル	小型移動式クレーン運転技能講習	・つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーン(トラック、ラフテレーン、クローラ)を運転するために必要な資格。	
可	・玉掛け作業	玉掛け技能講習	・つり上げ荷重1トン以上のクレーン等のつり具を用いて行う荷かけおよび荷外しの作業を行うために必要な資格。	・港湾・建設現場や倉庫、工場などで、重い貨物や建材をつり上げて運ぶクレーンに荷物を掛ける業務。
可	・玉掛け作業(1トン未満)	玉掛け特別教育	・つり上げ荷重1トン未満のクレーン等のつり具を用いて行う荷かけおよび荷外しの作業を行うために必要な資格。	・港湾・建設現場や倉庫、工場などで、重い貨物や建材をつり上げて運ぶクレーンに荷物を掛ける業務。
否	・ストラドルキャリア	ストラドルキャリア運転業務安全教育	・ストラドルキャリアの運転業務に従事するために必要な資格	・港湾現場でコンテナ荷役に使用
可	・ショベルローダー ・フォークローダー ・リーチスタッカー	ショベルローダー等運転技能講習	・最大荷重1トン以上のショベルローダーの運転作業を行うために必要な資格。 ・リーチスタッカーには技能講習がないため、機器メーカー及び港湾防災協会等が推奨している。(モデルによって異なり、4駆は車両系建設機械運転技能講習(整地、運搬、積込み及び掘削用))	・公道を走行するには大型特殊自動車免許が必要
可(作業主任者としての就業はできない)	・船内荷役作業	船内荷役作業主任者技能講習	・船舶への荷の積み卸し等の作業で、揚貨装置などの誤操作等による荷の落下等による労働災害の防止を行うために作業主任者の選任が必要。 ・労働者の指揮、監視等の業務。	・揚貨装置運転士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士免許のいずれかの運転士免許を取得後、4年以上船内荷役作業に従事した経験を有する者
可(作業主任者としての就業はできない)	・はい付け・はい崩し作業	はい作業主任者技能講習	・上屋、土場において穀物等のばら物以外の荷の高さが2メートル以上の荷の積上げ、積卸し(はい作業)による労働災害を防止するために作業主任者の選任が必要。 ・労働者の指揮、監視等の業務	・「はい付け」又は「はい崩し」作業が3年以上の実務経験者 ・「はい」とは、倉庫や上屋、土場に積み重ねられた荷の集団を意味する言葉
可(備考欄参照)	・はい付け・はい崩し作業	荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育	・上屋、土場において穀物等のばら物以外の荷の高さが2メートル以上の荷の積上げ、積卸し(はい作業)を行うために必要な資格	・港湾現場におけるはい作業に使用(港湾荷役科において、「荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育」は実施していないことに留意願います。)

港湾荷役科 修了時点の就 業可否	関連する作業又は機械装置	資格名称等	概要	備考
可	・船内荷役作業 ・はい付け・はい崩し作業 ・港湾用大型機械保守管理	フルハーネス型墜落 制止用器具特別教 育	高さが2m以上の箇所であって作業床を設ける ことが困難なところにおいて、墜落制止用器具の うちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係 る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)を 行うために必要な資格。	・6.75m以上(建設業では5m以上)の高さでは フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務。 ・公道を走行するには大型特殊自動車免許 が必要
可	・(カウンターバランス)フォークリフト ・リーチフォークリフト ・オーダーピッキングトラック ・サイドフォークリフト ・トップリフター(スプレッド仕様大型 フォークリフト)	フォークリフト運転技 能講習	・最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転(道 路上を走行させる運転を除く)の業務を行うた めに必要な資格。	・公道を走行するには大型特殊自動車免許 が必要
可	・(カウンターバランス)フォークリフト ・リーチフォークリフト	フォークリフト運転特 別教育	・最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転(道 路上を走行させる運転を除く)の業務を行うた めに必要な資格。	・公道を走行するには大型特殊自動車免許 が必要
可	・ブルドーザー ・トラクターショベル ・油圧ショベル ・ドラグライン ・ホイールローダー	車両系建設機械(整 地、運搬、積込用及 び掘削用)運転技能 講習	・機体重量3トン以上の車両系建設機械(整地、 運搬、積込み、掘削用)を運転するために必要 な資格。	・船内荷役におけるバラもの、石炭、チップ等 の運搬・撤去等を使用される ・公道を走行するには大型特殊自動車免許 が必要
可	・ミニショベル ・ミニホイールローダー (機体重量3トン未満)	小型車両系建設機 械(整地、運搬、積込 み及び掘削用)運転 特別教育	・機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地、 運搬、積込み、掘削用)を運転するために必要 な資格。	・船内荷役におけるバラもの、石炭、チップ等 の運搬・撤去等を使用される ・公道を走行するには大型特殊自動車免許 が必要
否	・ブレーカ ・鉄骨切断機 ・解体用つかみ機	車両系建設機械(解 体用)運転技能講習	機体重量3トン以上の車両系建設機械(解体用) を運転するために必要な資格。	・スクラップの集積等を使用される ・公道を走行するには大型特殊自動車免許 が必要
否	・ブレーカ ・鉄骨切断機 ・解体用つかみ機 (機体重量3トン未満)	小型車両系建設機 械(解体用)運転特別 教育	機体重量3トン未満の車両系建設機械(解体用) を運転するために必要な資格。	・スクラップの集積等を使用される ・公道を走行するには大型特殊自動車免許 が必要
否	・高所作業車	高所作業車運転技 能講習	作業床の高さ10m以上の高所作業車の運転に 必要な資格。	・トラック式高所作業車で公道を走行するに は、普通、中型または大型等の車両総重量等 に応じた自動車運転免許が必要
否	・高所作業車 (作業床の高さ10m未満)	高所作業車運転特 別教育	作業床の高さ2m以上10m未満の高所作業車 の運転に必要な資格。	・トラック式高所作業車で公道を走行するに は、普通、中型または大型等の車両総重量等 に応じた自動車運転免許が必要
否	大型自動車 (トラック等)	大型自動車免許	・大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の 自動車、次のいずれかに該当する自動車を 公道で運転するのに必要な資格。 ・車両総重量が11,000kg以上 ・最大積載量が6,500kg以上 ・乗車定員が30人以上	・21歳以上で、中型自動車免許、準中型自動 車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動 車免許を取得して経歴が3年以上
否	中型自動車 (トラック、移動式クレーン(運転室と 操作室が別のもの)等)	中型自動車免許	・大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の 自動車、次のいずれかに該当する自動車を 公道で運転するのに必要な資格。 ・車両総重量が7,500kg以上11,000kg未満 ・最大積載量が4,500kg以上6,500kg未満 ・乗車定員が11人以上29人以下	・20歳以上で、準中型自動車免許、普通自動 車免許又は大型特殊自動車免許を取得して 経歴が2年以上
否	準中型自動車 (トラック、移動式クレーン(運転室と 操作室が別のもの)等)	準中型自動車免許	・大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の 自動車、次のいずれかに該当する自動車を 公道で運転するのに必要な資格。 ・車両総重量が3,500kg以上7,500kg未満 ・最大積載量が2,000kg以上4,500kg未満 ・乗車定員が10人以下	18歳以上
否	けん引自動車 (トラクター等でトレーラー等をけん 引)	けん引自動車免許	・大型、中型、準中型、普通、大型特殊自動車 のけん引自動車、車両総重量が750kgを超 える車(重被けん引車)をけん引運転するの に必要な資格。	大型、中型、準中型、普通、大型特殊、第二 種免許のいずれかの免許所持(18歳以上)
可	大型特殊自動車 (ラフテレーンクレーン、フォークリ フト、ホイールローダー)	大型特殊自動車免 許	・キャタピラ式や装輪式など特殊な構造で、最 高速度や車体の大きさが小型特殊自動車にあ てはまらない自動車を公道で運転するの に必要な資格。	18歳以上